

- ▶要件 農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する地区において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの調整を行うことができる方。主な業務内容は次のとおりです。
  - ・農業委員と密接に連携し、担当する地区内の農地法などの申請内容について調査し、調査結果を報告します。
  - ・農地法などにに基づき、担当する地区内の農地の利用状況について調査を行います。
  - ・担当する地区内の農地の利用状況の調査を基に、遊休農地の解消など有効利用、違反転用防止などの活動を行います。
- ▶報酬 月額35,000円

いずれの委員も

▶委員になれない方

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ▶募集期間 平成29年3月13日(月)～4月14日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶推薦・応募の方法 適任と思われる方を、本人の同意を得て3人以上が団体代表者名で推薦、または自らの応募により、農業委員会事務局で配布している書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、持参してください。
- ▶選考方法 推薦または応募の理由、経歴、年齢、地域などを考慮し審査します。
- ▶その他
  - ・農業委員は、過半数が認定農業者であることや、農業者以外の方で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上含めなければなりません。また、農業委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮します。
  - ・農業委員および農地利用最適化推進委員の身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。
  - ・農業委員と農地利用最適化推進委員は、同時に推薦・応募できますが、兼職はできません。
- ▶問い合わせ 農業委員会事務局(内線391)

## 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、公選制から市議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更になりました。  
また、農地の利用集積などについて、主に担当地区での活動を行う「農地利用最適化推進委員」を新設することになりました。そのため、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。

農業委員

- ▶任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日
- ▶委員定数 13人
- ▶要件 農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。主な業務内容は次のとおりです。
  - ・毎月開催される農業委員会定例総会へ出席し、農地法などの権限に属された事項の審議を行います。
  - ・農地法などにに基づく申請の調査や、農地の利用状況の調査および調査結果の報告などを行います。
  - ・農地の利用の最適化(遊休農地の有効活用、違反転用防止など)のための調整などを行います。
- ▶報酬 月額36,000円

農地利用最適化推進委員

- ▶任期 農業委員会が委嘱した日～平成32年7月19日
- ▶委員定数 20人

農地利用最適化推進委員の担当地区・募集人数

地区番号	担当区域	募集人数
①	行田、本丸、天満、城南、中央、宮本、栄町、旭町、向町、緑町、忍1・2丁目、大字忍、矢場1・2丁目、城西1・2・3丁目、佐間1・2・3丁目、大字佐間、谷郷1・2・3丁目、大字谷郷	1
②	大字小敷田、大字中里、大字皿尾	1
③	大字上池守、大字下池守、大字和田	1
④	大字斎条	1
⑤	大字北河原、大字酒巻	1
⑥	大字南河原	1
⑦	大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋	1
⑧	大字下中条、大字須加(字役田、字六反、字四ツ家、字船川、字小稻荷、字中原、字梅の木、字伊勢六、字大稻荷)	1
⑨	大字須加(⑧以外の字)	1
⑩	大字荒木(字柳町、字寿町、字根岸、字郷地裏、字羽鳥、字町屋、字音羽、字新堀、字宿ノ内、字野土、字内小谷、字相生、字田町、字荒木、字前内手、字前田、字高砂、字土手、字長善沼、字石橋、字六本木、字荒宿、字久保町、字相ノ谷)	1
⑪	大字小見、大字白川戸、大字荒木(⑩以外の字)	1
⑫	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目、藤原町1・2・3丁目、長野1・2・3・4・5丁目、大字長野、大字若小玉(字八反田、字勝呂、字中村、字鞘戸、字枳、字六本木)	1
⑬	大字小針、大字若小玉(⑫以外の字)	1
⑭	大字下須戸	1
⑮	大字藤間、大字真名板、大字関根	1
⑯	清水町、壺里山町、押上町、門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、西新町、深水町、持田1・2・3・4・5丁目、大字持田、城西4・5丁目、駒形1・2丁目、大字前谷	1
⑰	大字下忍、大字樋上、大字堤根	1
⑱	大字渡柳、大字利田、大字埼玉(字丸墓通、字富士山通、字上埼玉通、字曾根通、字宮前通)	1
⑲	大字埼玉(字中道通、字愛宕通、字下埼玉通、字百塚通、字下屋敷通、字中通、字大和田通、字前谷通、字諏訪通、字片原通、字稻荷通、字境松通、字二丁野通、字尾崎通)	1
⑳	大字野、大字埼玉(⑱以外の字)	1

## 行田市産業交流拠点整備基本計画(案)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

- 行田市産業交流拠点整備に向けた基本計画を策定するため、計画案について市民の皆さんからの意見を募集します。
- ▶意見募集・閲覧期間 2月6日(月)～17日(金)(土・日曜日を除く)
  - ▶閲覧場所 商工観光課、市政情報コーナー、南河原支所 ※市ホームページからも閲覧可。
  - ▶対象
    - ・市内に住所を有する方
    - ・市内で事業その他の活動を行う個人または法人その他の団体
    - ・市内に通勤または通学をする方
    - ・市に対して納税義務を有する方
    - ・上記の他、本案件に利害関係を有する方
  - ▶提出方法 各閲覧場所で配布している意見書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 商工観光課【FAX】553-5063【Eメール】syoko@city.gyoda.lg.jp
  - ▶意見の公表 結果は、市ホームページなどでお知らせします。なお、個別の回答は行いません。
  - ▶その他 いただいた個人情報は、本件以外の目的では使用しません。
  - ▶問い合わせ 同課産業振興担当(内線384)

## 行田市空家等対策計画(案)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

- 市では、人口減少社会の到来に伴い、全国的に増加傾向にある管理不全な空き家などに対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づいた「行田市空家等対策計画」の策定を進めています。
- この計画は、予防対策、特定空家などに対する措置、有効活用を基本方針とし、空き家などに関する対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や取り組むべき方向性を示すものです。このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。
- ▶意見募集・閲覧期間 2月1日(水)～3月3日(金)(土・日曜日を除く)
  - ▶閲覧場所 建築開発課、市政情報コーナー、南河原支所 ※市ホームページからも閲覧可。
  - ▶提出方法 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 建築開発課【FAX】553-4544【Eメール】k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp
  - ▶意見の公表 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別の回答は行いません。
  - ▶その他 電話や口頭での受け付けはしません。詳細は市ホームページをご覧ください。
  - ▶問い合わせ 同課建築指導担当☎550-1551